

意見提出者一覧

(受付順、敬称略)

意見募集の期間:平成26年11月26日～12月25日

意見提出者(計7件)

受付	意見受付日	意見提出者
1	平成26年11月26日(電気通信事業法又は電波法関係の明記なし)	個人
2	平成26年12月10日(電波法関係)	Asurion Technology Japan株式会社
3	平成26年12月25日(電気通信事業法及び電波法関係)	アップルジャパン合同会社
4	平成26年12月25日(電波法関係)	KDDI株式会社
5	平成26年12月25日(電気通信事業法関係)	KDDI株式会社
6	平成26年12月25日(電波法関係)	株式会社クレア
7	平成26年12月25日(電気通信事業法関係)	株式会社クレア

別紙

受付	意見の内容	総務省の考え方
1	<p>提出者：個人</p> <p>提出意見： 登録修理業者は携帯電話端末(無線機器)の取扱い時に、「技術と法規」を十分理解したうえで修理実施することの証明が必要ではないでしょうか。電波の質が異常な機器を現状確認することや、異常から正常に戻す場合があるのではないのでしょうか。このことより第一級陸上特殊無線技士以上の有資格者が修理実施または監督する必要があると思います。常時雇用、非常勤、複数名、配置条件などの要件も検討していただけないでしょうか。正しく修理完了する責任を業者および無線従事者に課することで高品質で安定的な電波利用が保たれるのではないのでしょうか。</p>	<p>○ 御指摘の無線従事者の配置等に関しましては、登録修理業者が行う修理が、修理された無線設備又は端末機器の使用により他の無線局又は他の利用者に妨害を与えるおそれが少ないものとして基準に適合している場合、かつ修理の確認の方法が当該設備の技術基準適合性が維持されていることを確認可能な場合に限られることから、修理を行う者の技術的な資格の要件まで定める必要はないものと考えます。</p>
2	<p>提出者：Asurion Technology Japan 株式会社</p> <p>提出意見： 1. 登録修理業者規則案 別紙 3 電波法関係審査基準の一部を改訂する訓令案新旧対照表 改定案第 39 条の 4 (2) カ) 修理を行う特別特定無線設備に関し、次の事項が確認できること、に係る内容は「工事設計に合致するよう修理を行う場合」等、条件を明記して記述する必要があると考えます。ご検討をお願い致します。</p> <p>2. 第 8 条第 1 項及び別表八号では、表示の場所に関する記述が無いので、表示の場所については修理された特別特定無線設備内外部の何れでも良い、と理解します。 理解に齟齬が有る場合には、ご指摘頂きたくお願い致します。</p>	<p>○ 「電波法関係審査基準 第 39 条の 4 (2) カ)」について 御意見を踏まえ、「特別特定無線整備の技術基準適合証明番号等に係る工事設計に合致するよう修理を行う場合」に限られる旨を明記します。</p> <p>○ 「表示の場所」について 第 8 条第 1 項の表示は、登録修理業者が修理した旨を示すものとして、修理した特別特定無線設備本体の内部、外部表面のいずれかに、登録修理業者規則案の別表第 8 号に従って表示されることを想定しております。</p>

3	<p>提出者:Apple ジャパン合同会社</p> <p>提出意見: Apple Japan 合同会社(以下「当社」といいます。)は、登録修理業者規則の制定案等に関して、以下の通り意見を提出致します。</p> <p>1. 消費者保護と説明責任</p> <p>当社は、スマートフォンの購入者に対してメーカー製品保証を提供し、かつ、当該製品保証を延長・拡充するプランを販売するとともに(以下併せて「メーカー・サービス義務」といいます。)、実際に修理サービスをご提供する際には当社が設定した基準を充たす認定技術者が修理・交換サービスを行う体制を整えています(以下「メーカー・サービス・プログラム」といいます。)</p> <p>今般新設された登録修理業者制度(以下「登録修理事業者制度」といいます。)は、消費者の選択肢を増やすために、メーカー・サービス・プログラムに基づきサービスを提供することがメーカーから認められていない事業者であっても、法令上の一定の条件に従えばその範囲内で登録修理事業者が修理をすることを許可する制度と理解しております。</p> <p>今後、メーカー・サービス・プログラムと登録修理業者制度が二元的に併存していくにあたり、消費者に誤解や混乱が生じないよう、また、消費者が自己に生じるおそれのある不利益等をしっかりと理解したうえで選択ができるよう、登録修理事業者の説明責任を十分に規定し消費者を保護していくことが非常に重要であると当社は考えております。この観点から、以下具体的に意見を述べます。</p> <p>2. 不利益事項の説明と同意取得手続き</p> <p>今回の改正案は、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第45条2項8号により、登録修理業者が「修理を受ける者が不利益を受けるおそれがある事項」(以下「不利益事項」といいます。))の「説明及び修理の実施に係る同意の取得の手続き」を修理方法書</p>	<p>○ 御意見の「不利益事項の説明と同意取得手続き」については、端末機器の修理手順等を記載する端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第45条第2項の修理方法書に規定しておりますが、これに賛成をいただいたものと考えます。</p> <p>不利益事項については、ご意見の通り修理業者が修理を行ったこ</p>
---	---	--

に記載しなければならないとしており、当社は、修理を受ける消費者保護のための説明義務及び同意取得に関する規定が盛り込まれることを歓迎します。

不利益事項のうち消費者に告知すべき最も重要な事項は、メーカー・サービス・プログラムに基づく修理ではなく登録修理業者による修理を受けることにより、メーカーが供給する純正部品（以下「純正品」といいます。）以外の部品が使用されると、メーカー・サービス義務が失効してしまう可能性があることであり、この点について消費者に対して事前に十分に説明をしたうえで同意を取得すべきと考えます。従って、不利益事項の例示として、純正品を使用しないことによりメーカー・サービス義務が無効となってしまう可能性があることを、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の中で明示するか、または、少なくとも総務省の解釈として明確に示すべきと考えます。

なお、純正品の使用に関連して、登録修理業者規則 3 条 1 項 2 号及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 46 条において、修理には「同一の部品又は同等の部品を用い」なければならないことが規定されており、この規定によって消費者保護は十分であるという反論もあるかもしれませんが、しかしながら、純正品以外を用いた修理はメーカー保証を無効にする可能性があるため、消費者保護の観点から不利益事項の説明及び同意取得対象に含めるべきと考えます。その他の不利益事項としては、例えば純正品を使用しない修理を行うことにより純正品と同等の性能を保証できないことや、登録事業者がメーカーから提供される技術情報やリソースを入手することなく修理を行うため、メーカー・サービス・プログラムにより提供されるサービスと同等の品質のサービス提供を保証できないこと等が挙げられます。具体的には、例えば、純正品を使用しないこと、または適切な技術情報に基づかずに修理が行われることにより、画面の解像度への悪影響や防水性能の低下等が生じることが考えられます。

従って、購入時と同等の性能を保証できない恐れがあることや、

とによりメーカー保証が無効となってしまう可能性等がありえると認識しており、登録修理業者から修理を受ける者に対して適切に説明等が行われるべきものと考えています。この点については、修理方法書に記載されるべきこととして、登録の際の総務省において確認していくことといたします。

なお、電波法における登録修理業者制度では、登録修理業者によって修理された無線設備であっても電波法第 3 章に規定する技術基準に適合していることが重要であり、本省令では、この目的を達成させるために必要な規律を規定しているものです。

	<p>その原因となる純正品を使用しない事実について消費者に事前に説明し、消費者からの同意を取得すべきであり、これらを端末機器の技術基準適合認定等に関する規則において不利益事項として明示するか、または、総務省の解釈として明確に示すべきと考えます。</p> <p>前記不利益事項の説明の他、消費者にとっては、修理方法や見積額の提示も重要な要素であるため、「修理の実施に係る同意の手続き」においては、修理が行われる前に、これらの情報が消費者に示されて同意が取得されるよう明確化されるべきと考えます。</p> <p>3. 修理及び修理の確認の記録</p> <p>登録修理業者規則第 7 条及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 50 条により、登録修理業者は、修理及び修理の確認の記録として、「修理及び修理の確認の内容」を記録し、当該記録を修理の確認をした日から 10 年間保存しなければならないものとされています。</p> <p>前記のとおり、修理に使用する部品の選択の重要性に鑑み、修理の内容として、修理の箇所や修理方法の他、使用した部品名、部品製造元、提供元を記録すべきであり、その旨登録修理業者規則等において明示するか、または、総務省の解釈として明確に示すべきと考えます。</p>	<p>○ 登録修理業者規則第 7 条及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 50 条に規定する「修理及び修理の確認の内容」に記載していただくことを考えております。</p>
4	<p>提出者:KDDI株式会社</p> <p>提出意見:</p> <p>登録修理業者が行う、特別特定無線設備の製造業者との間の契約等に基づき修理する場合以外の修理において、当該特別特定無線設備の性能や品質を維持するために、以下の点ご配慮をいただけますようお願いいたします。</p> <p>○ 登録修理業者規則第三条第一項第一号について 「修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、</p>	<p>○ 電波法第 38 条の 40 第 1 項において、「他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないもの」と</p>

操作ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。」とありますが、「電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所」は、あいまいなため、「電波の質に影響を与えるおそれの無い箇所」に改めるべきと考えます。

○ 登録修理業者規則第三条第一項第二号について

「同一の部品又は同等の部品を用いる修理により技術基準を逸脱する電波が発射されないものであること。」とありますが、「同一の部品又は同等の部品」は、同一の部品又は同等の部品であっても、特別特定無線設備である携帯電話端末等の性能や品質が劣化する懸念があることから、「特別特定無線設備の製造業者との間で修理に使用することを確認した部品」に改めるべきと考えます。

○ 登録修理業者規則第七条について

特別特定無線設備の修理の確認の記録について、当該特定無線設備の製造業者又は免許人から開示を求められた場合、登録修理業者は、正当な理由なく開示を拒否することができないことを明文化するべきと考えます。

○ 登録修理業者により修理された特別特定無線設備の性能評価について

総務省殿において、登録修理業者により修理された特別特定無線設備が技術基準に適合しているかを、微弱無線機器の無線設備試売テストの様な形で確認実施することを行うべきと考えます。

○ 周知・啓発活動について

既に市場に存在している特別特定無線設備を修理している業者が、電波法及び登録修理業者規則に則り、登録修理業者として登録を受ける様に総務省殿において周知・啓発活動を行って頂くことを希望します。

規定されていることから、当該省令においても同様の記載としているものです。

○ 本制度は、特別特定無線設備の製造業者と、契約等のない第三者が修理を行った特別特定無線設備が、電波法第3章に規定する技術基準に適合していることを確保することを目的としているものであり、「特別特定無線設備の製造業者との間で修理に使用することを確認した部品」に限定する必要はないことから、原案のとおりいたします。

○ 修正履歴の情報開示については、制度の施行状況を踏まえ検討することとしております。

○ 総務省が行う修理された特別特定無線設備の性能評価については、制度の施行状況を踏まえて検討することとしております。

○ 周知啓発活動に努めてまいります。

<p>5</p>	<p>提出者:KDDI株式会社</p> <p>提出意見: 登録修理業者が行う、特定端末機器の製造業者との間の契約等に基づき修理する場合以外の修理において、当該特定端末機器の性能や品質を維持するために、以下の点ご配慮をいただけます様お願いいたします。</p> <p>○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四十六条第一項第一号について 「修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、差込み口、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。」とありますが、「電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの少ない箇所」は、あいまいなため、「電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に影響を与えるおそれの無い箇所」に改めるべきと考えます。</p> <p>○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四十六条第一項第二号について 「同一の部品又は同等の部品を用いるものであること。」とありますが、「同一の部品又は同等の部品」は、同一の部品又は同等の部品であっても、特定端末機器である携帯電話端末等の性能や品質が劣化する懸念があることから、「特定端末機器の製造業者との間で修理に使用することを確認した部品」に改めるべきと考えます。</p> <p>○ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第五十条について 修理の確認の記録について、当該特定端末機器の製造業者又は特定端末機器を接続する電気通信回線設備を設置する電気通信</p>	<p>○ 電気通信事業法第 68 条の4第1項において、「電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与えるおそれが少ないもの」と規定されていることから、当該省令においても同様の記載としているものです。</p> <p>○ 本制度は、特定端末機器の製造業者と、契約(関係)のない第三者が修理を行った特定端末機器が、電気通信事業法第 52 条に規定する技術基準に適合していることを確保することを目的としているものであり、「特定端末機器の製造業者との間で修理に使用することを確認した部品」に限定する必要はないことから、原案のとおりといたします。</p> <p>○ 修正履歴の情報開示については、制度の施行状況を踏まえ検討することとしております。</p>
----------	--	---

	<p>事業者から開示を求められた場合、登録修理業者は、正当な理由なく開示を拒否することができないことを明文化するべきと考えます。</p> <p>○ 周知・啓発活動について 既に市場に存在している特定端末機器を修理している業者が、電気通信事業法及び端末機器の技術基準適合認定等に関する規則に則り、登録修理業者として登録を受ける様に総務省殿において周知・啓発活動を行って頂くことを希望します。</p>	<p>○ 周知啓発活動に努めてまいります。</p>
6	<p>提出者:株式会社クレア</p> <p>提出意見: 「登録修理業者規則の制定案等についての意見募集」に関し、下記のとおり意見を提出します。</p> <p>別紙2 別表第一号の修理業者登録申請書について 1項修理を行う事業所の名称及び所在地について 当社は直営店7店舗及びフランチャイズ店舗15店舗を擁する企業です。 直営店及びフランチャイズ店舗に対する管理・監督の体制を確立し、現実に管理・監督を行っておりますが、この申請書欄には、本社のみならず各事業所記載はわかりませんが、フランチャイズ店舗を記載すべきか否かわからず、明記をして頂きたいです。(FC各店は個別で申請するのか否かもわかりません)</p>	<p>○ 一つの法人が登録修理業者の登録申請を行うとき、修理を行う事業所が複数ある場合には、それら実際に修理を行う場所の名称及び所在地について全て記載していただくことが必要となります。 フランチャイズ店舗については、御社とフランチャイズ店舗が同一の法人であれば御社の登録(又は変更登録)の申請に記載することで手続きいただけますが、御社とフランチャイズ店舗が別法人の場合には、申請は別に行っていただく必要があります。</p>
7	<p>提出者:株式会社クレア</p> <p>提出意見: 「登録修理業者規則の制定案等についての意見募集」に関し、下記のとおり意見を提出します。</p>	<p>同上</p>

様式第十五号の登録申請書について

1項修理を行う事業所の名称及び所在地について

当社は直営店7店舗及びフランチャイズ店舗15店舗を擁する企業です。

直営店及びフランチャイズ店舗に対する管理・監督の体制を確立し、現実に管理・監督を行っておりますが、この申請書欄には、本社のみならず各事業所記載はわかりませんが、フランチャイズ店舗を記載すべきか否かわからず、明記をして頂きたいです。(FC各店は個別で申請するのか否かもわかりません)